

### 厚労省が健康サポート薬局の報告書を公表

## かかりつけ機能備え健康増進を支援

厚生労働省は9月24日、「健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会」の報告書を公表した。かかりつけ薬剤師・薬局の機能を備えた上で、健診の受診勧奨等で地域住民の主体的な健康の維持・増進を支援することなどを打ち出し、そうした役割を担う薬局の名称を「健康サポート薬局」に決定している。同14日の第6回会合で報告書案が概ね了承され、文言修正を経て取りまとめられた。

報告書では、6月から議論してきた健康サポート薬局について、かかりつけ薬剤師・薬局が備えるべき基本的機能を示した上で、地域住民の健康サポートに関する機能と公表の仕組みなどを盛り込んでいる。名称は、地域住民による主体的な健康の維持・増進

を支援するという役割や機能が分かりやすく伝わることが重要だとし、「健康サポート薬局」とすることとした。

■日本再興戦略が背景に  
6月に閣議決定された骨太の方針では、かかりつけ薬局の推進のため、薬局全体の改革について検討するとされ、厚労省は医薬分業の原点に立ち返り「患者のための薬局ビジョン」を策定するとしている。

加えて、平成25年の日本再興戦略では薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談など、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進するとされ、26年の日本再興戦略改訂2014の中短期工程表で

は、27年度中に「充実した設備などを有する薬局を住民に公表する仕組み」を検討することとされていた。

報告書では、健康サポート薬局はかかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を備える必要があるとの観点から、定義として①服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導②24時間対応、在宅対応③かかりつけ医をはじめとした医療機関等との連携強化の三つを示した。かかりつけ薬剤師・薬局が備えるべき機能の詳細については、引き続き「患者のための薬局ビジョン」等で検討することが必要だとした。

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能のうち、服薬情報の一元的な管理とそれに基づく薬学的管理・指導については、かかりつけ薬剤師が対応する仕組みの構築や、かかりつけ薬剤師がいつ薬局にいるのかなどが把握できる業務運営体制を整備することが必要

だとした。患者がかかっているすべての医療機関を把握し、一般用医薬品等を含めた服薬情報等を一元的・継続的に把握するよう取り組み、薬歴に適切に記録することを要件として求めた。

さらに、残薬管理や確実な服用に繋がる指導を含め、懇切丁寧な服薬指導や副作用等のフォローアップに取り組み、かかりつけ薬剤師・薬局以外の薬局等で薬剤を交付することになった場合には、服薬情報の一元的・継続的な把握などが可能となるよう、適切に協力することが望ましいとしている。

24時間対応、在宅対応の要件では、開局時間外であっても、いつでもかかりつけ薬剤師(かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合には、かかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む)が患者からの相談、必要に応じて調剤を行うことなどを含めて対応する体制を整

備していることを要件とした。例えば、薬剤師が一人しかない薬局の場合、地域の薬剤師と連携し、持ち回りで24時間対応、在宅対応を行うことなどを想定している。

かかりつけ医をはじめとした医療機関等との連携強化では、医療機関に対して患者情報に基づき疑義照会を行い、必要に応じて副作用・服薬情報フィードバックや、それに基づく処方提案に適切に取り組みむことなどを求めている。

併せてかかりつけ薬剤師・薬局として、地域住民からの一般用医薬品等の使用に関する相談や健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行うことなどを要件としてあげた。

健康サポート薬局の機能に關しては、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を備えた上で、①地域における連携体制の構築②薬剤師の資質確

保③健康相談・健康サポート④要指導医薬品等の取扱いなどを要件としてあげた。

地域における連携体制の構築では、医療機関への受診勧奨やその他の関係機関への紹介を要件とする。具体的には、一般用医薬品に関する相談を含め、健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医と連携して状況を確認するなど受診勧奨に適切に取り組みむこととしている。

さらに、健康に関する相談に対して、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションのほか、健診や保健指導の実施機関、市町村保健センターなどの行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の連携機関を紹介することをあげ、それらの機関と予め連携体制を構築し、連絡・紹介先リストを作成していることも要件として示した。

先の医療機関等に文書(電子媒体含む)で提供できるよう取り組みむこととしている。

薬剤師の資質の確保では、健康サポートに取り組みむ薬剤師の研修と人的要因として、一般用医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康に関する相談、適切な専門職種や関係機関への紹介等に関する研修を修了した薬剤師が常駐していることを要件とした。

要指導医薬品等の取扱いについては、要指導医薬品等、衛生材料、介護用品等を利用者自らが適切に選択できるような供給機能や助言の体制を有していることを求め、地域の実情に応じて当該薬局で供給することとした。また、その際にはかかりつけ医との適切な連携や受診の妨げとならないよう適正な運営を行うこととしている。

健康相談・健康サポートでは、具体的な取組み例として、健診の受診勧奨や認知症の早

期発見に繋げる取組み、医師と連携した糖尿病予防教室などを実施することなどを要件とした。

健康サポート薬局の公表の仕組みについては医薬品、医療機器等の品質、有効性、安全性の確保等に関する法律に基づき薬局機能情報提供制度を活用し、健康サポート薬局として公表できるようにする。都道府県のホームページでの公表に当たっては、サポート薬局を検索できるようにするなどの工夫がなされることを望ましいとした。

報告書の最後では、健康サポート薬局は地域住民の健康を支援する役割を担う一機関であり、薬局で対応できない場合は多職種や関係機関に繋ぐ機能が重要だとしている。

また、安心して立ち寄りやすい身近な存在として地域包括ケアシステムの中で多職種と連携し、地域住民の相談役としての役割を果たすことが求められていると強調した。